

○大隅肝属広域事務組合財政調整基金条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第26号

肝属地区一般廃棄物処理組合財政調整基金条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 各年度間の財源の調整を図り、組合財政の健全な運営に資するため、大隅肝属広域事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、予算に定める額及びこの基金から生ずる利子に相当する額を毎年度積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（処分）

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還に充てるとき。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、肝属地区一般廃棄物処理組合財政調整基金条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第20号）、肝属地区介護保険組合財政調整基金条例（平成11年肝属地区介護保険組合条例第22

号) 又は大隅中部火葬場組合施設整備基金条例(昭和51年大隅中部火葬場組合条例第1号)の規定により設置されていた基金に属する現金、有価証券等は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。